

不動産取得申告書

令和 年 月 日 大阪府 府税事務所長 様 大阪府税条例第42条の7の規定により、 次のとおり申告します。		申 告 者	住所	(現住所をお書きください。)	
			フリガナ		
			氏名又は 名称		
			個人番号 又は 法人番号		
			電話番号		()
土 地	所在		家 屋	所在	
	地番			家屋 番号	
	地目			種 類	
	地積	㎡		構 造	
	取得 年月日	平成・令和 年 月 日		床面積	㎡
	取得 事由	売買・贈与・その他()		取得 年月日	平成・令和 年 月 日
		取得 事由	売買・贈与・その他()		
その他 参考と なる べき 事項	土地の取得後、その土地の上に特例適用住宅を新築するご予定がある場合、徴収を猶予する制度があります。 徴収猶予申告の有無を把握し、今後の手続をスムーズに行っていただくための参考として、該当する 矢印に沿って進み、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。(マンション又は家屋のみを取得された方は回答は不要です。)				
今回取得された土地に					
戸建又は1戸当り40㎡以上の床面積(共用部分含む)がある共同住宅を新築予定又は新築中		<input type="checkbox"/> 左記以外の家屋 (全戸40㎡未満の共同住宅、店舗等)を 新築予定又は新築中		<input type="checkbox"/> 新築予定なし (現況のまま利用、未定等)	
↓		↓			
徴収猶予申告を行う予定		※徴収猶予申告には徴収猶予申告書及び添付書類の提出が必要です。 ※土地の取得後、既に特例適用住宅が新築されている場合、 減額に該当する可能性がありますので、減額等の各種軽減措置については 同封の「お知らせ文書の記載内容等について」をご覧ください。			
↓		↓			
<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし			

注意： 住宅を新築する土地、譲渡担保財産又は被収用不動産等の代替不動産の取得等で徴収猶予の申告をしようとする方は、その申告書を併せて提出してください。
 必要な申告書や添付書類については、府税事務所までお問い合わせください。
 府税のホームページ「府税あらかると」からも、各種申告書等のダウンロードができます。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/download.html#down5>

番号確認	
身元確認	
代理権確認	